

【保存版】ご家庭へお持ち帰りください。

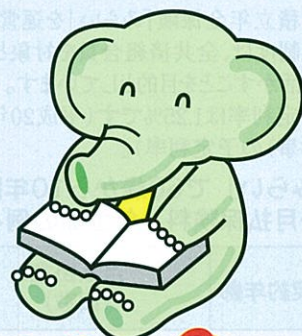
- みらい新規・口数変更募集……………P1～2
- 郵政共済組合からの大切なお知らせ……………P3～4
- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)保険料の減額措置
- 「特定健康診査・特定保健指導」受診に関するQ&A

ゆうせい 共済

YUSEI KYOSAI

No. 426

平成20年8月11日
発行



団体積立年金保険
(拠出型企業年金保険)

「みらい」募集開始!

(新規加入・増口等)

募集期間:平成20年8月18日(月)～平成20年10月17日(金)まで

「みらい」資料請求はこちら↓

「みらい」の制度のお問い合わせは…明治安田生命フリーダイヤル0120-737-391

申込資料をご希望の方は必要事項を記載の上、
切り取り、のりしろをのりづけし、投函してください。
共済センター到着後10日程度で郵送いたします。
※共済組合のホームページ上からも資料請求できます。

平成20年の様式のため、
ご利用いただけません。

募集は年1回になっております。この機会をぜひご利用ください。

制度趣旨

公的年金を補完する社員自身の自助努力の必要性が高まっております。このため、社員の生活設計支援に役立つよう共済組合が主体となり団体積立年金保険「みらい」を運営しています。

当制度は、全共済組合員を対象として郵政のスケールメリットを最大限に活かすことを目的としています。

予定利率は1.25%です（平成20年7月1日現在の明治安田生命（事務幹事）の予定利率）。

- ①目的別に2つのコースを活用し、効率的な積立ができます。
- ②保険料控除の適用により実質負担が軽減されます。
- ③スケールメリットを生かし、積立金が運用できます。
- ④毎年、口数を見直せます。

掛金は2口2,000円からで、毎年口数の変更が可能ですので無理なく積み立てることができます。また、ボーナスからも積み立てることができます。

「みらい」で60歳から10年間、毎月約10万円の年金を準備するには…

◆月払保険料・年金額の例<10年確定年金/60歳年金開始>

契約年齢	月払掛金 (口数)	払込掛金累計額 (ア)	60歳からの年金額	60～69歳の受取年金 累計額 (イ)	掛金累計額に対する 年金累計額の割合 (イ÷ア)
25歳	23,000 (23口)	9,660,000円	122.52万円	1225.2万円	126.83%
30歳	28,000 (28口)	10,080,000円	124.03万円	1240.3万円	123.04%
35歳	34,000 (34口)	10,200,000円	121.80万円	1218.0万円	119.41%
40歳	44,000 (44口)	10,560,000円	122.40万円	1224.0万円	115.90%
45歳	60,000 (60口)	10,800,000円	121.56万円	1215.6万円	112.55%
50歳	92,000 (92口)	11,040,000円	120.69万円	1206.9万円	109.32%

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。記載の給付額は、明治安田生命（事務幹事会社）の予定利率（平成20年7月1日時点年1.25%）に基づき計算しておりますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあります。記載の給付額には、配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。詳細は、パンフレットをご覧ください。

この制度は、次の生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。明治安田生命（幹事）・富国生命・日本生命・太陽生命・大同生命・第一生命・住友生命

○「既加入者用口数変更等申込書」は8月25日頃に、「生命保険料控除証明書」は10月10日頃に個人宅あてに郵送予定としています。

○一時金払込をする場合の払込取扱票が「通常払込料金加入者負担」から「通常払込料金払込人負担」に変わります。

平成21年1月より払込み手数料が自己負担となりますのでご了承ください。【担当：宿泊・貸付担当】

平成20年の様式のため、
ご利用いただけません。

◆◆ 郵政共済組合からの大切なお知らせ ◆◆

○被扶養者が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入した場合、保険料の減額措置が適用になります!

平成20年4月1日から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が実施され、「満75歳に達した方」または「65歳以上75歳未満で、広域連合の障害認定を受けた方」が後期高齢者医療制度にご加入することになります。

なお、制度加入直前、被扶養者であった場合は保険料の減額措置(加入から2年間)が適用されます。

減額措置を受けるには

後期高齢者医療制度にご加入されましたら、速やかに「被扶養者(取消)申告書」、「被扶養者証(カード)」及び「後期高齢者医療制度被保険者証の写し(ただし、満75歳の方は不要です。)」を共済センターへ提出してください。

ご提出いただきました「被扶養者申告書」の記載内容に基づき、被扶養者の現住所(住民票に登録されている住所)を担当する各都道府県後期高齢者医療広域連合へ被扶養者情報を報告することにより保険料の減額措置が適用されます。

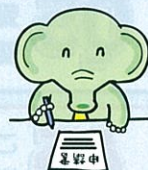
なお、組合員と別居している場合は、「被扶養者申告書」に別居先住所(住民票に登録されている住所)を記入してください。

注意 ※「被扶養者申告書」を提出しないと、保険料の減額措置が受けられない場合がありますので、必ず提出してください。

「被扶養者申告書」は共済組合ホームページからダウンロードしてください。

※後期高齢者医療制度及び保険料等のお問合せは、お住まいの各都道府県の広域連合または市区町村の窓口にお問い合わせください。

【担当：被扶養者、任継担当】



○「特定健康診査・特定保健指導」受診に関する Q&A

特定健康診査の受診までの手順等については、「ゆうせい共済(第425号)」にてお知らせしましたが、特に多い問い合わせをQ&A形式にまとめましたので、特定健康診査の受診を希望する方はごらんください。

すでに「特定健康診査受診券発行申請書」を提出された方への「特定健康診査受診券」の発送が大幅に遅延しており、誠に申し訳ございませんでした。これは、「共済組合のデータ」及び「特定健診等実施のために利用するシステムのデータ」相互間に不整合が判明したことにより、受診券そのものの発行が出来ない状況となっていたためです。現在は、申請書の到着順に受診券の発行を行っておりますので、到着まで今しばらくお待ちください。

Q1

特定健康診査を受けたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A1

特定健康診査を希望される方は、「特定健康診査受診券発行申請書」を共済組合ホームページからダウンロードしてください(インターネット環境がない方は、共済センターに電話で請求してください。)。その後、申請書に必要事項を記載して共済センター(助成担当)あてに送付してください。

Q2

今年も住民健診を受けようとしたら、共済組合に問い合わせるように言われたのですが。

A2

平成19年度まで、市区町村が実施していた住民健診は、平成20年度から特定健康診査として、医療保険者である郵政共済組合が実施することになりました。平成20年度中に満40歳から74歳になる郵政共済組合員の被扶養者及び任意継続組合員の方が対象です。

Q3**特定健康診査受診券の発行対象者とは？年度途中で任意継続組合員の資格を喪失する場合はどうなりますか？****A3**

特定健康診査の対象者となるのは、特定健康診査の実施年度中に40歳～74歳となる方で、かつ、当該実施年度の1年間(4月1日から翌年3月31日)を通じて郵政共済組合に加入している方(年度途中での加入・脱退等異動のない方)です。例えば、平成18年6月30日に退職して任意継続組合員となった方で、平成20年7月1日に任意継続組合員の資格を喪失する方とその被扶養者の方は、対象となりません。このような方で受診券が発行されている場合は、使用せず、必ず共済センターに返送してください。

Q4**特定健康診査を受けるために健診機関に予約していましたが、都合で受診できませんでした。どうしたらよいですか。****A4**

特定健康診査の実施機関一覧表が、各都道府県の社会保険事務局ホームページ等に掲載されていますので、各健診機関に郵政共済組合の被扶養者等であることを告げた上で、直接予約してください(各健診機関の都合により受診できない場合もあります。)。インターネット環境がない方は、共済組合コールセンターまで電話で問い合わせてください。なお、受診券に同封する健診機関リストにある健診機関でも、特定健康診査を受診することが可能です。

Q5**受診券とともに、「記号は「ー」半角ハイフン」などと書かれた紙も同封されています。この紙を健診機関に渡さなければならないようですが、これは何でしょうか。****A5**

この紙は、あなたの健診結果をシステムに正しく反映させるために必要となるとても大切なものです。必ず、健診機関にお渡しください。

【担当：助成担当】

郵政共済組合(共済センター)へのご連絡先など

郵政共済組合へのご連絡先や、照会先などをまとめて掲載しました。

誌面に掲載されているご照会先や様式、各種資料などの掲載先及び資料の送付先が一度にご確認いただけます。

●電話による照会は…

郵政共済組合コールセンター 電話番号:048-600-1050(代表)

全国からご照会をいただいているため、電話がつながりにくい時間帯もあります。

お電話をおかけいただく場合は、比較のご照会の少ない午後4時以降におかけくださるようお願いいたします。

(受付時間:平日午前9時30分～午後6時)



●最新情報の確認・様式などの入手は…

郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいたご照会などを参考に随時更新しています。

式紙・様式類や各種手続きのご案内を掲載していますので、申請及び届出を行う前に必ずご覧ください。

また、インターネットをご利用になれない方への様式送付など各種ご要望・お申出は、郵政共済組合コールセンターで受付いたします。

●各種申請・請求書類のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

郵政共済組合共済センター〇〇担当 あて ※必ず担当名を記載してください。

発行所：日本郵政共済組合 共済センター 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1